

令和3年 第12回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和3年12月22日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時40分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	欠席
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	出席
6	中沢 秀樹	欠席	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	出席	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名  
 農地利用最適化推進委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第12回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に9番委員並びに11番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案 農地法第3条について議題といたします。3条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>農地法第3条の規定による議案について説明させていただきます。</p> <p>番号1 3ページ番号1をご覧ください。受人 大字〇△△△番地 〇〇〇  渡人 〇〇市〇〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇  〇〇△△△番△ 地目 畑 面積 193㎡ 権利内容 所有権 理由 規模  拡大 農業者年金 無 自作地 9,535㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 0㎡  取得状況 平成6年3月31日 相続 不耕作 無 家族数3 従農数1 経  態 兼業 位置 農用地区域外 自宅から2.9km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま</p> <p>4ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇字〇〇〇内の農地で、現在は保全管理されております。</p> <p>受人の年齢は現在57歳で主に農業を行っており、兼業で建築業を行っているとのことで、米、ねぎ、ブロッコリーを生産しています。</p> <p>受人の農業常時日数は250日で常時従事しているとのことでございます。</p> <p>申請に至った経緯ですが、渡人は相続で譲り受けたが耕作しないため、受人は申請地を取得し、ブロッコリーとねぎを栽培したいとのことです。</p> <p>以上、3条の番号1の案件になります。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>3条の番号1を審議いたします。8番委員より補足説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>推進委員東兎玉3番と現地確認をしてきました。所有者は町外の方で、管理が難しく、町内の方に渡すということで、特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東兎玉3番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東兎玉3番	<p>先日、8番委員と現地確認してきました。特に問題はないと思われま</p> <p>審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。松久1番</p>

推進委員 松久 1 番	申請地には接道がありませんが、機械とかはどうやって入るのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	申請人に聞いたところ、申請地の隣に境内があり、そこから機械は入るとのことです。
推進委員 松久 1 番	境内の所有者の同意は得ているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	同意を得ているかどうかは確認できておりません。
議 長	他に推進委員の方で意見はありますか。大沢 2 番
推進委員 大沢 2 番	境内の所有者の同意はもらった方が良くと思います。
議 長	事務局は、申請人に同意を得るようにお伝えください。  その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。 意見がないようですから、次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。1 番委員
1 番委員	自宅から申請地までは 2.9 キロとのことですが、農機具などはどうやって運ぶのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。

事務局	申請書の中に、農機具等の所有状況を記載してあり、トラック1台、トラクター1台、耕運機1台を所有しているとのこと。おそらくトラックにのせて運ぶのではないかと思います。
議長	他に農業委員の方で質問はありますか。3番委員。
3番委員	ここの農地は青地か白地どちらですか。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	申請地は、白地になります。
3番委員	受人の主な耕作地はどこですか。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	主な耕作地は〇〇地区です。
3番委員	申請地の周りは宅地が多いですが、転用の見込みはあるのですか。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	仮に、この申請地を転用したい場合は、道路に接していないため、おそらく家などが建つ可能性は低いと思われます。
議長	その他農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

	<p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第3条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。</p> <p>番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>6ページをご覧ください。番号1 受人 ○○○○区○○○○町△番地 ○○  ○○ ○○○ 株式会社 代表取締役 ○○○ 渡人 大字○○○△△△番地 ○  ○○ ○○○ 大字○○○△△△番地 ○○○○ 土地の所在 大字○○○字○○  ○ △△番△、△、△、△△番△、△ 畑 5筆 256㎡ 転用目的 工場用  地 権利内容 所有権 申請内容 職業 製造業 新設 開発全体面積 42,  553.74㎡ 工場1棟 12,109.73㎡ 物置1棟 71.07㎡ 取  得状況 昭和56年4月8日 昭和44年12月2日 相続 仮登記 有 抵  当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 仮登記権者の同意  あり</p> <p>次ページをご覧ください。場所は大字○○○字○○○地内の農地になります。  ○○○公園脇になります。</p> <p>次ページをご覧ください。公図になります。開発区域全体は紫色の線内になり  ますが、この内農地は赤枠内の5筆になります。</p> <p>次ページの配置図をご覧ください。受人は○○○○○区に本社を置き国内だけで  なく、海外でも事業展開を行い、県内には○○市と○○町に製造工場があるアル  ミ建材を取り扱うメーカーです。首都圏エリアの市場競争力を目的に、既存の埼  玉工場をビル商品製造の基幹工場と位置付け、敷地を拡張して増産を行うとのこ  とです。</p> <p>申請地は本庄児玉ICより3.5kmに位置し、利便性が良く既存工場と連  携・効率化が図れることから計画したとのことです。</p> <p>開発区域は全体で42,553㎡、工場1棟、物置1棟を建築予定とのことです。  3,000㎡を超えることから県の開発許可が必要となり、すでに協議を進めて</p>

	<p>おり、許可の見込みありと伺っています。水道は申請地東の町道から繋ぎ、事務所からでる生活排水は集落排水に接続することで協議中とのことです。雨水等については、北側の貯留槽に貯めた後に河川脇の水路へ放流するとのことです。こちらの水路への放流、県道の出入口については、本庄県土整備事務所管理担当と協議が済んでおり、担当にも確認しております。</p> <p>県の開発協議前の町開発同意のなかで、隣地地権者の同意はもちろん、地元説明会を開催して、区長からも開発の同意をいただいているとのことです。</p> <p>なお、配置図の開発区域右端の紫線境にある③公共用地1、④公共用地2、⑤公共用地3、⑥公共用地4は開発区域内にあった道路の付替え分で、工事完了後は町が道路として管理するとのことです。</p> <p>6ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。</p> <p>5条の規定による番号1を審議いたします。8番委員より補足説明をお願いいたします。</p>
8番委員	<p>推進委員東兎玉3番と現地確認をしてきました。特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東兎玉3番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東兎玉3番	<p>先日、8番委員と現地確認してきました。特に問題はないと思われまのでご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>その他推進委員の方から意見はありますか。ないようですので次に移ります。次に農業委員の方から質問がありましたらお願い致します。7番委員</p>
7番委員	<p>かなり大きい工場が建てられるとのことですが、新たにどのくらい従業員数を増やす予定なのか教えていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>現在の工場では約300人程の従業員の方が働いています。今回の工場ができれば新たに50人程、従業員を増やすと聞いております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3号議案 空き家に付随した農地の指定について議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>11ページをご覧ください。空き家に付随した農地の指定についての申請でございます。</p> <p>この制度については、令和元年11月の農業委員会総会にて、町の定住の促進及び遊休農地の解消を目的に、「空き家に付随した農地を空き家とともに取得する」場合に限り、農地法第3条による農地を取得する条件の下限面積要件、いわゆる50アール以上農地を耕作していること、を1アールまで引き下げることにについてご了承いただいたところです。今回は、この制度を利用した申請となります。</p> <p>空き家に付随した農地としての指定を受けるための条件は2つあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地であること及び所有者等が農作物の栽培が行われる見込みがないこと</li> <li>・空き家及び空き家に付随した農地の所有者は同一であること</li> </ul> <p>以上の2つとなっております。</p> <p>申請人は〇〇市の特別養護老人ホームの施設に入所しているのかたで、いままでは空き家に住んでいましたが転出し空き家になってしまったとのこと。こ</p>

	<p>のまま空き家と農地を残しても、自身は管理が困難であるため空き家バンクに登録し、農地も一緒に処分したいとのことです。</p> <p>空き家に付随した農地に指定する土地は、〇〇〇字〇〇〇〇△△△番△、△△△番△の2筆で合計374㎡となります。</p> <p>右側をご覧ください。〇〇〇△△△番△の空き家は令和3年11月22日に空き家バンクに登録されました。</p> <p>次ページをご覧ください。申請地の位置図と付近の状況図と農地の写真になります。</p> <p>なお、今回は空き家に付随した農地として指定してよいかどうかでございます。指定されれば、農地付き空き家として空き家バンクに登録され、空き家とセットで申請地を取得したい方がいる場合は、農地法第3条申請として再度審議いただくこととなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	次に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願い致します。大沢2番
推進委員 大沢2番	意見ではないのですが、空き家バンク登録されている件数はどのくらい登録されているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	現在登録されている件数は、1件と聞いております。空き家は多いですが、空き家バンクに登録するまでには至っていないのが現状です。
推進委員 大沢2番	空き家バンクに登録すると何かメリットはあるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	担当課に確認したところ、メリットといたしましては、広く公開されること、また、美里町単独ではないのですが、県北地域一体でホームページがありまして、そこに情報が載ると聞いております。



議 長	次に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願い致します。ないようですので次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願い致します。2番委員。
2番委員	空き家が多いということが問題となっておりますが、町として今後どうするか等は、検討はしているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	担当は建設環境課ですが、以前、区長さんをお願いして空き家がどれくらいあるのか調査をしたようです。また、広報やホームページで空き家バンク制度を周知しているようです。
議 長	<p>他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。空き家に付随した農地として、指定してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>第4号議案 農用地利用配分計画(案)について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農用地利用配分計画(案)について説明を致します。</p> <p>こちらについては、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地を農地中間管理機構から耕作者へ配分、または既に集積してある農地を再配分する計画の(案)になります。</p> <p>今回は、既に集積してある農地を再配分する計画になります。</p> <p>農用地利用配分計画ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律の19条で「必要があると認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定め</p>

	<p>られており、配分計画の案のとおり農地中間管理機構（埼玉県農林公社）から耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。</p> <p>議案書14ページから15ページが古郡地区の配分計画案、16ページが沼上地区の配分計画（案）となっております。</p> <p>内容につきましては、以前から中間管理機構から借り受けていた耕作者が麦を作付けするとのことで期間借地に変更する計画になります。ご確認お願い致します。</p> <p>以上、第4号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願い致します。ないようですので次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願い致します。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用配分計画（案）について、意見なしと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>（農業委員全員挙手）</p> <p>賛成全員につき、意見なしと決定します。</p>
議 長	<p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理をお願いいたします。</p>
会長代理	<p>本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくようお願いいたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第12回の農業委員会総会を終了します。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月22日

議 長

署名委員

署名委員